



# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ビケンテクノと称し、英文では、BIKEN TECHNO CORPORATIONと表示する。

(本店の所在地)

第2条 当社は、本店を吹田市に置く。

(目 的)

第3条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

- (1) 土地、建物、建物設備全般の総合管理、建物内外の清掃管理及び総合警備業務
- (2) 食品製造、加工工場及び厨房設備の保守管理業務
- (3) 環境衛生管理業務（水質検査、空気、生菌等の環境衛生関係の測定、貯水槽、汚水槽等の清掃、防虫防鼠）
- (4) 医療施設における環境整備、管理業務（微生物の検査判定、無菌化、感染予防対策の実施等）
- (5) 総合土木建築の設計、施工、監理及びコンサルタント業務
- (6) 電気、空調、給排水、下水処理、水処理、消防、ゴミ焼却等の設備及び建物附属設備の設計、施工及び保守管理業務
- (7) 昇降機の諸工事及び点検保守管理業務
- (8) 建物内外の増改築、塗装、防水及び内装仕上工事
- (9) 公害防止関連設備の設計、施工及び保守管理業務
- (10) 造園土木の設計、施工及び保守管理業務
- (11) 各種プラントの非破壊検査及び補修工事業務
- (12) 産業用製造設備機器の設計、製作、据付工事及び保守管理業務
- (13) 機械器具設置工事
- (14) 水道及び消防施設工事
- (15) 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸業務及び管理業務
- (16) 金融商品取引法における第二種金融商品取引業
- (17) 金融商品取引法における投資助言・代理業
- (18) 投資対象物件調査、環境調査、エンジニアリング調査、権原調査など投資対象取得に係る一切の調査の実施に関する助言
- (19) ビルメンテナンスに関するコンサルタント業
- (20) 経営コンサルタント業
- (21) マンション管理業
- (22) 総合リース業
- (23) フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導及び加盟店組織の運営
- (24) ファシリティマネジメント業
- (25) 什器備品及び小型船舶の販売及びレンタル
- (26) 各種樹脂成形材の加工、製造、販売
- (27) 食料品、日用雑貨、健康食品、健康飲料、医薬品、医薬部外品、化粧品、酒類、塩、米、煙草、切手、葉書、収入印紙の販売
- (28) 飲食店、コンビニエンスストアの経営
- (29) 検査装置、機器の販売及び貸出

- (30) 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務
- (31) 一般廃棄物の収集、運搬及び処理業務
- (32) 損害保険代理業
- (33) 生命保険の募集に係る業務
- (34) 各種市場、商品、需要の予測調査の企画と実施
- (35) 都市計画の立案、企画の受託業務
- (36) 農林水産業経営指導業務
- (37) 農林水産業における情報解析、調査、研究及び情報通信事業
- (38) 各種講演、セミナーの企画と実施業務
- (39) 著作、出版事業
- (40) 広告代理業
- (41) 浄水装置の販売及びレンタル
- (42) 書籍、雑誌、玩具、コンピューター及び同付属装置、コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、ゲームソフト、その他の音響、映像媒体商品の販売及びレンタル
- (43) 古物売買業
- (44) 有料道路の使用利用料金収受業務の受託
- (45) 有料道路の回数通行券の受託販売
- (46) 有料道路の交通管理に関する業務の受託
- (47) 有料道路等の管理者から委任を受けて行う異常事態発生時における交通規制、事故処理等の補助
- (48) 有料道路等の管理者から委任を受けて行う道路及び道路附帯施設の点検及び維持清掃
- (49) 植樹工事及び植栽管理業務
- (50) 道路保全工事（道路標示、区画線工事・道路標識設置工事・道路舗装工事等）に関する業務
- (51) 地方自治法により設置された公の施設の管理運営
- (52) 文化施設、スポーツ施設、駐車場、駐輪場、公園の管理運営
- (53) 労働者派遣事業
- (54) 有料職業紹介事業
- (55) 放置車両確認事務の受託
- (56) 放置違反金関係事務の受託
- (57) 旅館業法による旅館業
- (58) 有料老人ホーム、保育所、託児所の経営
- (59) 介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護の居宅サービス事業
- (60) 介護保険法による訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の居宅サービス事業
- (61) 介護保険法による訪問看護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業
- (62) 介護保険法による訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの居宅サービス事業
- (63) 介護保険法による通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの居宅サービス事業
- (64) 介護保険法による通所介護及び介護予防通所介護の居宅サービス事業
- (65) 介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の居宅サービス事業
- (66) 介護保険法による短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の居宅サービス事業
- (67) 介護保険法による認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の地域密着型サービス事業
- (68) 介護保険法による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の地域密着型サービス事業
- (69) 介護保険法による小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービス事業
- (70) 介護保険法による夜間対応型訪問介護の地域密着型サービス事業

- (71) 介護保険法による小規模特定施設入居者生活介護の地域密着型サービス事業
- (72) 介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業
- (73) 介護保険法による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の居宅サービス事業
- (74) 介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の居宅サービス事業
- (75) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (76) 要介護高齢者等に対する介護サービスの提供
- (77) 人材育成及び職業能力開発のための教育事業
- (78) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (79) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (80) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (81) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）
- (82) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (83) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (84) 福祉、介護用機器・用具の貸貸、販売、修理並びに設置工事
- (85) 居宅介護支援事業
- (86) 医療・介護を行う施設並びに福祉施設の管理運営に関するコンサルティング
- (87) 施術所の経営
- (88) 太陽光発電に関する事業
- (89) 介護保険法に基づく第1号事業
- (90) 建設機械、工具備品等の輸出入及び販売
- (91) 前各号に付帯する一切の業務

（機関の設置）

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告をおこなうことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、15,000,000株とする。

（単元株式数）

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

（株式取扱規則）

第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

（単元未満株主の権利）

第10条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集・招集権者及び議長)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

2 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれをおこなう。

2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれをおこなう。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、18名以内とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役のうちから取締役社長1名をおき必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は代表取締役のうちから選定する。

3 前項により、役付取締役をおいたときは、取締役社長は会社の業務を総括し、他の取締役は取締役社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。

4 取締役社長に事故あるときは、第2項の順序により他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集・議長)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めのあるときを除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。  
(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮し、又は取締役及び監査役の全員の同意をあらかじめ得た場合には、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認があったものとみなす。

(取締役会規程)

第23条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規程による。

(社外取締役との責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第25条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第26条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをおこなう。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第28条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会の招集通知)

第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮し、又は監査役の全員の同意をあらかじめ得た場合には、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

(監査役会の決議)

第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でおこなう。

(監査役会規程)

第31条 監査役会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか監査役会で定める監査役会規程による。

(社外監査役との責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法

令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 株主総会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当をおこなうことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。

(自己株式の取得)

第35条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得をおこなうことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとし、利息はつけないものとする。

## 附 則

(電子提供措置等に関する経過措置)

第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。

3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。